

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月A工業所に雇用されて設備工事の現場作業に従事していたが、同社が倒産したため、平成〇年〇月に独立し、従来から付き合いのあった建設会社から工事を請け負い、設備工事を専門に現場作業を行っていた。

なお、請求人は、B県B市所在のB一人親方事務協会を通じて、平成〇年〇月〇日に労働者災害補償保険に特別加入し、平成〇年〇月〇日同保険から脱退している。

請求人は、同年〇月〇日、B県B市に所在するマンション屋上の防火補給水槽のボールタップを交換する作業を行っていたところ、同日13時30分頃、同マンション屋上で意識を失って倒れているところを発見され、C病院に搬送されて、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、長時間労働を行ったことや現場で重いものを運び力仕事をしていたことが原因で発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由により発症したものと認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。以下「脳・心臓疾患」という。)の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨については決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当する。

(3) 請求人らは、長時間労働による過重な業務により本件疾病を発症した旨主張しているが、労働時間については、記録が残されておらず、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に説示するとおり、監督署長の推計は妥当であると思料するものであり、当該推計によれば、同(2)のイの(ウ)及び(エ)に説示するとおり、認定基準に照らし、短期間及び長期間において、長時間労働等過重な業務に従事したとは認められず、主張は認められない。

また、当審査会は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示する認定基準のその余の要件についての審査官の検討結果についても妥当であると判断する。

(4) なお、請求人らは、気温が高い場所での作業に従事したことも本件疾病の発

- 症原因である旨主張しているところ、発症日の最高気温は28.8℃、平均気温は22.2℃であり、平均湿度は67%であったことが認められるものの、D医師もE医師も熱中症の症状はなかった旨の所見を述べており、また、気温が高いことと脳・心臓疾患の発症との関連性を示唆する医学的知見は見当たらず、当日の気象条件が原因で本件疾病を発症したとは認められないと判断する。
- (5) 再審査請求の理由及び公開審理における各主張については、いずれも上記判断を左右するものではない。
- (6) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、過重な業務に従事したことによるものとは認められず、したがって、業務上の事由によるものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。